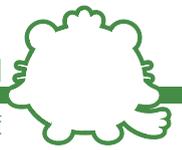




政策分野 I

第1節 定住・人口対策

豊かな自然と都市との近接性を活かした安芸太田町のライフスタイルを提案し、移住の促進と転出抑制を図るとともに、関係人口の拡大に向けた地域のブランディングを促進します。



まちづくりの基本方向1

自然環境と人間環境の調和のとれたまち

【主要分野】

【アンケート・地域懇談会・事業者団体ヒアリングの結果】



定住・人口対策

- 住民は「自然環境の豊かさ」、「景観の美しさ」を誇りに思い、「都市との近接性」や「林業資源」を、これからのまちづくりに活かしていくべき特色としています。
- 空き家や空き地、遊休農地等の整備について、安全面、景観面からも具体的な対策が強く求められています。
- 人口減少により一人ひとりの役割は大きくなっており、昔からの地域の決まり事やつながりの強さに、若い世代や転入してきた住民は負担感や閉塞感を感じています。
- 定住促進に向けて、公営住宅等の老朽対策等の住環境の整備が求められています。
- 町内への移住者支援等の評価は高くなっている一方、町内に住んでいる住民への住宅改修やその他定住に必要な支援等のさらなる改善が求められています。

【関連する分野】

子育て・教育
次世代育成

- 中高校生の多くが「安芸太田町の魅力」や「誇りに思うこと」、「これからのまちづくりに活かしていくべき特色」として「自然環境」や「景観」を挙げています。
- 住民の多くは「将来、安芸太田町がどのような町であってほしいか」との問いに対して、「子育て環境や教育環境が充実し、次世代をはぐくむ町」を挙げています。
- 地域の歴史性や豊かな自然環境との調和のとれた景観の大切さを見直し、次世代につなげるための取組みが求められています。

生活利便性
環境

- 「買い物や交通が不便であること」、「地域のしきたりや付き合いの多さ」を住み続けたくない理由として挙げています。
- 高齢化の進展や交通弱者の増加により、多くの住民が買い物や通院など普段の生活にも支障をきたしており、生活交通網の改善が求められています。
- 住民の多くは安芸太田町の豊かな自然環境と資源の継続的な保全を求めています。また林業等を活かした再生可能エネルギーの活用が必要だと感じています。

産業・観光
仕事

- 住み続けたくない理由として、「働く場所や仕事がない」ことを挙げています。また定住促進のためには仕事が不可欠であり、仕事の在り方、新たな価値の創出による産業の活性化を図ることが求められています。
- 年齢や障がいの有無等に関わらず、誰もが役割をもって社会に参加できる仕組みづくりが求められています。



施策1 安芸太田に住みたくなる人を増やします

めざす住民の生活状態

- 定住人口の確保による人口減少が抑制され、地域経済や地域コミュニティが維持されます。
- 豊かな自然環境を体感できる安芸太田町の循環型の生活スタイルにより移住者が増加しています。
- 豊かな自然環境やその中から培われてきた文化が継承され、次世代へ循環させるために、自然環境を最大限に活用し、「ヒト・モノ・カネ」が地域で循環されています。

現状と課題

平成16年10月新町発足時、8,784人の人口は、令和元年(2019)年10月1日には5,784人と3,000人減少するなど、その減少傾向に歯止めがかからず、また、高齢化率も令和元年10月1日時点で50.2%と県内最高となっており、広島県内で最も少子高齢化、人口減少が顕著に現れている自治体といえます。

人口は、暮らしを支える地域経済やコミュニティの維持に大きく影響するものであり、定住人口の確保による人口減少の抑制が重要かつ緊急の課題です。

豊かな自然やその中から培われてきた文化を継承し、次世代へ繋いでいくために、本町の資源である自然や文化を最大限に活用して、「ヒト・モノ・カネ」を地域で循環させる仕組みづくりが必要です。

【町民意見・提言】

- 働く世代、これからの世代にスポットを当てた施策に期待する。
- もっと都会の子にも田舎体験させてあげたい。
- 空き地や空き家が多い。
- 子ども達がUターンしても、安心して子育て、仕事場、高校まで行ける町であり続けると良い。
- 町営住宅を新しく建て替えてほしい。また増やしてほしい。
- ベッドタウンとして活用できる宅地整備をしてほしい。

施策の展開方針

定住対策については、就業機会、子育て支援、医療環境、教育環境、コミュニティ等の総合的な生活環境の充実が求められることから、関連施策を横断的に推進するため、関係団体との連携強化を図ることとします。

特に定住相談(定住後のフォローアップを含む)への対応や、各種の調整機能を発揮できるコーディネート人材の確保・育成等を進めます。

また、安芸太田町の豊かな自然環境を活用した農業、林業、水産業や観光サービス業において、「ヒト・モノ・カネ」の地域内循環を促すことで、経済活動を活性化させ、U・Iターン者の呼び込みと人口流出を抑制し、定住を促進します。

特に企業や団体、地域等と連携した「お試し暮らし体験」プログラム等、本町に興味・関心を持つ人材の発掘と同時に、地域の受入れ体制や移住者に対する理解を図ります。

◆成果指標

No.	目標指標	現状値(R1)	目標値(R6)	担当課	指標データ出典元
1	定住支援施策等を活用した移住者数	13人	30人	地域づくり課	定住実績調査(町調)
2	人口の社会増減	-14人	24人	地域づくり課	広島県人口移動統計甲調査



安芸太田町公式イメージキャラクター「もりみん」と三段峡

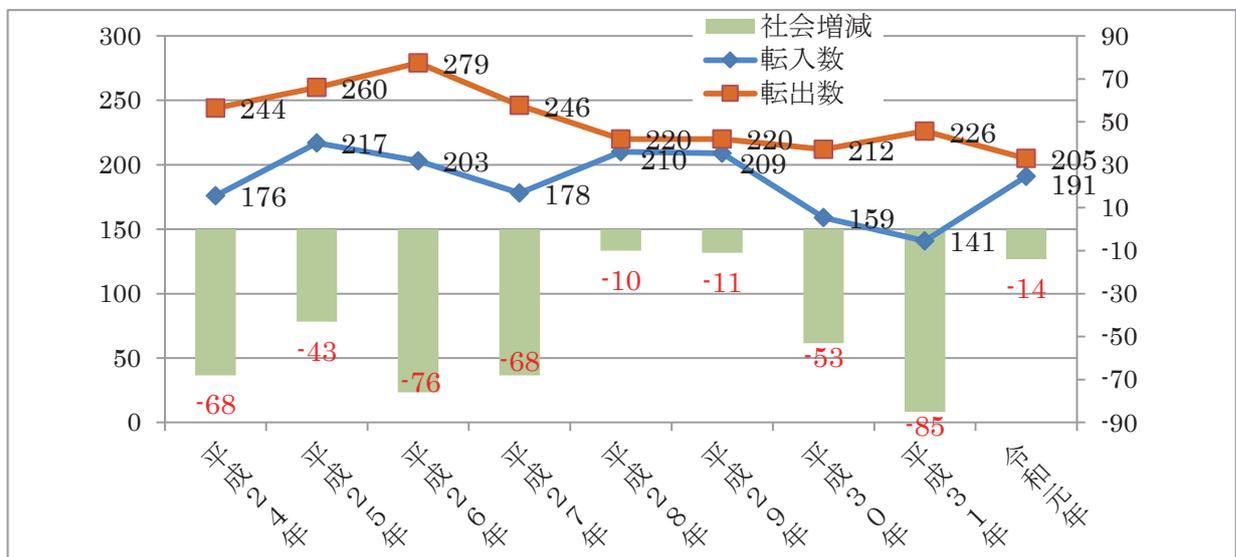


安芸太田町移住・定住支援サイト

◆個別施策

001	定住支援施策の実施	担当課	地域づくり課		
<p>本町への移住に関心がある層に必要な情報を、わかりやすく伝えるためのホームページの充実やパンフレットの作成を行います。また定住促進イベントへの参加など、積極的な広報活動に取り組むとともに、企業や団体、地域と連携した「お試し暮らし体験」プログラム等、本町に興味・関心を持つ人材の発掘や居住体験機会を提供します。</p> <p>また高速道路の利便性を活かした近隣市町への通勤支援により、広域的な就業先の確保を図ります。</p> <p>併せてアンケートの改善要望から、在住者への住宅改修支援の内容を検討します。</p>					
主要事業	活動指標名	現状値 (R1)	目標値 (R6)	担当課	
1	情報発信・PR・定住フェア	移住・定住相談会回数	6回	12回	地域づくり課
		SNS*等での情報発信回数	22回	27回	地域づくり課
002	安芸太田ならではの住環境の整備	担当課	地域づくり課 建設課 住民生活課		
<p>定住促進用の住宅整備や住宅取得・改修支援を行うとともに、空き家バンク制度による住宅情報の発信、供給体制の充実等を図ります。</p> <p>また、定住促進事業の移住者集いの場等を通して、移住者に対する相談対応やアフターフォローを行うことで、より地域に馴染める住環境づくりを図ります。</p>					
主要事業	活動指標名	現状値 (R1)	目標値 (R6)	担当課	
1	定住促進事業	移住者訪問件数	25回	40回	地域づくり課
		移住者の集いの開催数	0回	4回	地域づくり課
003	縁むすびを応援	担当課	地域づくり課 企画課		
<p>出会いの場を創出することで、縁むすびによる「住民の幸せ」を応援するとともに、少子化対策・社会増を図ります。</p>					
主要事業	活動指標名	現状値 (R1)	目標値 (R6)	担当課	
1	関係人口創出事業	縁むすびイベントの開催回数	0回	2回	地域づくり課・企画課

◆社会動態の推移（広島県人口移動統計調査）【再掲】



* SNS : Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のサービスの総称。



施策2 人権尊重のまちをつくります

めざす住民の生活状態

○誰もが相互の人権を尊重し、平等で公平な社会が実現されています。

現状と課題

基本的な人権が尊重される明るく住みよい地域社会の実現を目指して、人権教育・啓発に取り組んでおり、住民の人権問題への関心は高まっています。

しかしながら、依然として、私たちが持っている思い込みや偏見によって、同和問題をはじめ、女性、子ども、障がい者、外国人等をめぐる人権問題の解決に向けて取り組むべき多くの課題が存在していることも事実です。近年ではLGBT*への理解など、社会的にも多様な性について考える機会も必要となってきました。

また、国際化、情報化、少子高齢化等の社会情勢の急激な変化を背景に、インターネットによる人権侵害等、新たな人権問題が発生してきており、より一層効果的な取り組みが求められるとともに、地域の実情に合った町独自の人権施策を展開していくことが必要とされています。

【町民意見・提言】

- 男性、女性、年齢や障がい者問わず、誰もが活躍できるまちであってほしい。

施策の展開方針

人権は、誰もが生まれながらに有している基本的な権利です。住民一人ひとりの意識や行動に直接かかわるものであり、一人ひとりが大切にされるまちづくりをめざして、人権感覚を育む教育推進と充実を図り、お互いの人権を尊重し支え合いながら生きる共生社会を築いていくため、あらゆる場における啓発を進めます。

さらに、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現できる環境の充実に取り組み、地域づくりにつなげます。

◆成果指標

No.	目標指標	現状値 (R1)	目標値 (R6)	担当課	指標データ 出典元
1	人権啓発セミナーに参加し、人権問題に関心が高まった人の割合	70%	80%	住民生活課	人権セミナーアンケート(町調)
2	審議会委員等のうち女性委員の占める割合	21.1%	30%	住民生活課	審議会等女性委員比率調査(町調)

◆関連する計画等

No.	関連する計画等	担当課
1	安芸太田町人権啓発推進プラン	住民生活課
2	安芸太田町人権教育推進プラン	住民生活課
3	第二次安芸太田町男女共同参画基本計画	住民生活課

* LGBT: Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性別越境者) の頭文字をとった単語で、性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す言葉の一つ。

◆個別施策

004	人と自然を大切に作る心の醸成	担当課	住民生活課 生涯学習課		
<p>人権に関する相談、人権啓発セミナーの開催や人権啓発標語の募集・掲出等を通して、人権意識の醸成、相談体制の充実を図ります。また、インターネットによる人権侵害などの新たな人権問題を含めた、あらゆる差別を許さない取組みを進めます。</p>					
主要事業	活動指標名	現状値 (R1)	目標値 (R6)	担当課	
1	人権相談・啓発事業	人権啓発セミナーの開催	5回	5回	住民生活課
2	人権啓発関係	人権啓発標語掲出回数	5回	5回	生涯学習課

◇安芸太田町 人権啓発パンフレット

一人ひとりの人権が大切にされるまちづくり
安芸太田町

人権とは?
人間が人間らしく生きる権利で、生まれながら持つ権利であり、社会においてすべての人々が生命と自由を確保し、誰もがお互いから傷つけられず安心して自由に行動できる社会を実現するための権利です。

女性
女性の権利問題に対する社会一般の認識が深まる中、各種法制度の整備が図られてきました。そして、平成11年「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が社会の発展に貢献し、共に責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、重要な課題として位置づけられています。しかし、依然として、雇用機会均等法などの面で、男女間の格差が存在する。また、配偶者などの暴力、性暴力、セクハラ・モラハラ、ストーカー行為などが、人権侵害と見なされています。女性が自ら人権を尊重しながら、社会のあらゆる分野に共に参画し、個性と能力が十分に発揮できるまちづくりが必要です。

子ども
子育てと仕事の間接的関係が強化され、子育てに対する負担の増大など、少子化の進行が懸念されており、専業主婦と働く女性の両方にとって、一人一人の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、重要な課題として位置づけられています。また、配偶者などの暴力、性暴力、セクハラ・モラハラ、ストーカー行為などが、人権侵害と見なされています。女性が自ら人権を尊重しながら、社会のあらゆる分野に共に参画し、個性と能力が十分に発揮できるまちづくりが必要です。

障がいのある人
障がいのある人にとっての障壁は、社会を活動する一員として社会、経済、文化のあらゆる分野で参加する機会を奪われかねない状況に陥っています。また、障がいに対する認識・理解不足から差別意識が生じることが少なくありません。障がいのある人々の人権が尊重され、自ら能力を発揮し、自己実現できるような社会を築く必要があります。障がいのある人にとっての障がいを取り除くことは、障がいのある人だけでなく、子どもや高齢者などすべての人にとっても、生き生きとした社会を築くことにつながります。

高齢者
人生の最終段階で個人として尊重され、そのらしく暮らしていくことは誰もが望んでいることです。高齢者の中には、長年培った知識や経験を活かして社会に貢献し続けたいという思いがある方、一人暮らしで家に閉じこもりがちな方、心身の低下による生活の困窮・地域での孤立を懸念しながら生活している方もいます。このようにして、高齢者の生活、健康などの課題を解決し、人権意識の向上が図れるようにする必要があります。また、高齢者が母性を理由に差別行為から排除されたり、差別にさらされることからの高齢者の権利を尊重することも重要な課題です。高齢者問題も自分自身の問題として捉え、高齢者の人権について取次一人ひとりの果たすべき役割を認識することが必要です。

同僚問題
日本社会の歴史的経緯で形づくられた身分制により、日本国民の一部の人々が、長い、経済的、社会的、文化的に固い体位に置かれることとなりました。ゆがんだ社会構造の下で生きざるを得ない状況に陥り、我が国固有の人権問題です。この問題を解決するために、昭和44年から53年間、特別措置法に基づき、同僚差別撤廃法が制定され大きく改革されました。このようにして同僚問題に対する意識の高まりが図られており、また、インターネットを用いた匿名相談・支援体制なども整備されています。このような状況のみならず、このように同僚問題について正しい理解と認識を深めるための啓発活動が効果的です。

第1部 序論

第2部 基本構想

第3部 基本計画

第4部 施策評価

第5部 資料編